

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、厚生労働省の指導により後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。希望される場合は医師、薬剤師にご相談ください。

また、医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや、適切な対応ができるよう体制を整備しており、状況に応じて患者さまへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

先発医薬品（新薬）の先発医薬品メーカーから許諾を受けて、先発品と全く同じ有効成分、原薬、添加物、製法などが同一製品及び、特許が切れた後販売される先発医薬品と同じ有効成分同じ効能効果をもつ医薬品のことです。

西和歌山病院 院長